平成30年度平泉町任期付職員採用試験

平成31年４月１日の採用候補者を決定する平成30年度平泉町任期付職員採用試験を次の通り行います。

募集職種と採用予定人員

保育士・幼稚園教諭　２人程度

任期と採用予定年月日

▷**任期**…３年
▷**採用予定年月日**…平成31年４月１日

勤務条件

勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務など）は、基本的に正規職員と同様です。

受験資格

保育士および幼稚園教諭の資格を有している人または平成31年３月31日までに取得見込みの人で、昭和53年４月２日以降に生まれた人（平成30年４月１日現在の年齢が19歳以上40歳未満の人）

受験手続き

受験申込書に必要事項を自書し、所定の箇所に写真を貼って総務課に提出してください。
添付書類は次の通りです。
▷郵便はがき…１枚
※受験票用（郵便料額が印刷されているもので無地のもの）
▷写真…２枚
※裏面に氏名を記入の上、１枚は申込書に貼付、１枚は町において受験票に貼付して返送します。この受験票を試験当日持参してください。

受験申込書の交付

申込用紙は町役場２階総務課で交付します。また採用試験実施要領や受験申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。

受付期間

1月4日金～1月25日金

受付時間　８:30～17:15
※土曜日と日曜日、祝日は受け付けできません。
※郵送の場合、期限内必着とします。

採用試験日

2月10日日

▷**受付時間**…８:00～８:15
▷**試験開始時間**…８:30
▷**試験会場**…平泉文化遺産センター
（平泉町平泉字花立44番地）

試験方法

▷**筆記試験（作文）**
町職員にふさわしい識見、表現力などを有しているかを見るために行います。
▷**口述試験**
保育士・幼稚園教諭としての適性を見るための個別面接を行います。

問い合わせ先

総務課　☎46-2111

あなたの力を平泉町行政へ！
お申し込みをお待ちしています

平成31年度町臨時的任用職員を募集します

■**職種**
①一般事務職員
②保育士
③看護師（保育所勤務）
④悠久の湯平泉温泉職員（フロントまたは厨房）
⑤児童館管理人
⑥幼稚園教諭
⑦図書館事務職員
⑧発掘調査事務補助員
⑨文化遺産センター受付職員
⑩調理員
⑪用務員
⑫学校特別支援教育支援員
⑬学校読書推進員
⑭英語教育推進員
⑮体育施設管理人
⑯運転手
⑰放射線測定事務補助員
⑱保健師

■**資格など**
平成31年４月１日現在おおむね65歳までの人（各職種で必要となる資格は次の通りです）
▽②は保育士資格のある人
▽③は看護師資格のある人
▽⑥は幼稚園教諭資格のある人
▽⑧は発掘調査経験のある人
▽⑭は英語教科の免許または英語講師などの経験のある人
▽⑮は草刈り機の操作ができる人
▽⑯は大型運転免許資格のある人
▽⑱は保健師資格のある人

■**勤務形態**
①期限付き（６カ月以内の期間で雇用、更新可）
②日々雇用（１日ごとの雇用、同一人を継続して２日以上雇用する場合は30日を超えない期間）
③時間雇用（１週間28時間以内の勤務で１年を超えない期間）
※職種によって勤務形態が異なります。

■**給料**
町の「臨時的任用職員人事事務取扱要領」に基づき支給します。

■**申し込み方法**
１月31日（木）までに、希望する職種、勤務の形態を記入した履歴書を役場総務課に提出してください。履歴書の様式は町ホームページに掲載していますが、市販されているものでも構いません。なお上記②③⑥⑯⑱をお申し込みの人は、資格を証明する書類の写しを履歴書に添付してください。

■**その他**
書類選考後「31年度町任用予定者名簿」に登載されますが、職種ごとの任用状況により、名簿登載順および希望する勤務形態などで採用するものではありません。名簿登載の有効期限は32年３月31日までです。

■**申し込み・問い合わせ先**
総務課　☎46－5540

「平泉町教育委員会表彰」候補者を募集します

町教育委員会では、教育や文化、体育などにおいて功績などがあった個人や団体を対象に毎年表彰を行っています。平成30年度において、次の要件に該当する場合には推薦または情報提供をお願いします。

■**対象者**
町内小中学校などに在籍する児童生徒および町内の住民（幼児や成人なども含む）または団体

■**要件**
体育や文化振興などの競技会やコンクールなどにおいて、次のいずれかに該当する場合。
①大臣表彰または同程度の表彰を受けたもの②全国規模の催しにおいて表彰を受けたもの③東北規模の催しにおいて３位以上の表彰を受けたもの④県規模の催しにおいて１位の表彰を受けたもの

■**推薦方法**
１月25日（金）までに表彰候補者推薦書（用紙は教育委員会事務局備え付け）および功績を確認できる資料（賞状の写しや新聞掲載記事など）を提出してください。

■**表彰**
２月17日（日）に開催する「生涯学習町民のつどい」において、表彰状および記念品を授与します。

■**問い合わせ先**
教育委員会　☎46－5576

飲酒運転、年始は特に注意が必要です

重大事故に直結する悪質・危険な飲酒運転が、いまだに後を絶ちません。飲酒運転は運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。

特に年始は、新年会や正月など飲酒の機会が増え、飲酒運転による事故も増加する傾向にあります。

飲酒運転をすることはもとより、たとえ自分が運転しなくても、友達やお客さんなどが飲酒運転をすることを知りながら車を貸したり、車に同乗したり、お酒を提供したりしてはいけません。

町民の皆さん一人一人が「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

■**問い合わせ先**
町民福祉課　☎46－5562